

令和7年9月12日

# 總務文教委員会

阿久根市議会



1 会議名 総務文教委員会

2 日時

- (1) 期日 令和7年9月12日 (金)
- (2) 開会 午後3時45分
- (3) 散会 午後4時18分

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

川 原 慎 一 委員長  
竹之内 和 満 副委員長  
大 田 基 次 委員  
大 野 雅 子 委員  
白 石 純 一 委員  
木 下 孝 行 委員  
牟 田 学 委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上 脇 重 樹 次長兼議事係長

7 説明員

猿 楽 浩 士 総務課長  
檜 柏 幸一郎 総務課長補佐兼職員係長  
前 田 敏 選挙管理委員会事務局長  
富 山 亮 平 選挙管理委員会事務局管理係長

8 会議に付した事件

- (1) 議案第38号 阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用的の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第39号 阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第40号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 所管事務調査について

8 議事の経過概要 別紙のとおり



## 審査の経過概要

### 川原慎一委員長

ただいまから総務文教委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第38号、阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号、阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号、阿久根職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件です。

審査は、配付した日程表のとおり進めてまいりますのでよろしくお願いします。

### ◎ 議案第38号 阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 川原慎一委員長

それでは、議案第38号を議題とします。

所管する選挙管理委員会事務局に出席を求め、審査を行います。

選挙管理委員会事務局は入室してください。

〔選挙管理委員会事務局入室〕

所管の選挙管理委員会事務局に出席をいただきました。

それでは、改めて本案の説明を求めます。

### 前田選挙管理委員会事務局長

議題第38号、阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本市の市議会議員及び市長の選挙の公営単価につきましては、公職選挙法施行令の規定による国政選挙における公営単価に準じて定めているところでありますが、昨今の物価の変動等を考慮し、政令において国政選挙の選挙公営限度額が引き上げられたことから、本市の条例においても、政令に準じた改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

条例議案等参考の1ページを御覧ください。

この条例は、2条に分けて関係条例の改正を行っており、第1条では、選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例について、自動車借上代を1万5300円から1万6100円へ、2ページに移りまして、燃料代を7,350円から7,700円へ、また、3ページにかけてとなりますが、第2条で、ポスターの作成の公営に関する条例について、ポスター作成単価を510円48銭から586円88銭へそれぞれ限度額を引き上げるものであります。

最後に、議案書6ページを御覧ください。

附則では、条例の施行期日を公布の日とし、同日以後、その期日を告示される阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙から適用することとしております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

**川原慎一委員長**

それでは質疑に入ります。

質疑ありませんか。

**白石純一委員**

この改正は、公職選挙法に準じてということですけれども、この金額自体、市によっても決まりが、この阿久根市の規模だったら他の市と同じこの金額ということまで施行令で定められているでしょうか。

**前田選挙管理委員会事務局長**

この金額についてなんですか。市の、例えば人口であったりとか、そういうものに關係なくですね、国の基準というものが示されておりまして、今現在、この条例を策定している自治体においては、国の基準に合わせた金額によって金額を定めているところです。ただし、市によっては、今回、本市では国の政令によって改正を行いますが、それぞれの地域の実情、価格等ですね、そういうものを考慮して金額を上げないという判断をされる自治体もあります。

**白石純一委員**

県内の市との比較はどうなんですか。

**前田選挙管理委員会事務局長**

他市の状況というふうになるんですけども、今ですね、県内でちょっとこちらで捕捉できる範囲なんですけれども、今回の改正を、本市では9月議会で御提案させていただいておりますけれども、他市においては、6月の議会ですね、既に改定をされているというような状況もございます。今現在、まだ改定をされていない自治体が2か所、そもそもその条例自体が存在しないという市も1か所、1自治体ほどあるような状況です。

ほかの自治体についてはですね、6月に改定を行っているところ、それと、本市と同様に今回の9月で改定を予定しているところがあるというふうに聞いております。

**白石純一委員**

他市と比較して金額は、当市はどうなんですか。

**前田選挙管理委員会事務局長**

金額についてはですね、今回、改正を6月にされた自治体においては、本市が今現在提案をさせていただいております金額と同じ額というふうになっております。

[白石純一委員「はい、了解です」と呼ぶ]

**木下孝行委員**

16市の数は、その結果は。

**前田選挙管理委員会事務局長**

今ですね、改定済みとなっているところが、12自治体ですね。令和8年、次回の選挙までに改定を行う予定というふうにされているところが、改定時期は未定だけれども改定をしますよというところもあわせまして、3自治体。改定予定がないというところも。

[木下孝行委員「まだ決まってないところが二つあるわけですか」と呼ぶ]

そうですね。

**川原慎一委員長**

委員会ですので。

## **前田選挙管理委員会事務局長**

まだ、改定予定が今のところないというところが1か所ございます。あと、先ほどの選挙公営の条例自体がそもそもないっていうところが1自治体。

## **木下孝行委員**

改めて確認だけど、一応、16市のうちに可決をしたのが16自治体で、そのうちの3か所だったかな、3か所は日時をまだ決定してないと。施行日を決定していないということで理解すればいいのかな。

## **前田選挙管理委員会事務局長**

議会に諮るかどうかを含めて検討をされるというようなふうに聞いております。

[木下孝行委員「議会に諮る、提案してないということや」と呼ぶ]

## **木下孝行委員**

提案してないということ、まだ。16の中の。話と違うな。提案して。

## **前田選挙管理委員会事務局長**

提案をまだしてないというところがですね、提案をしてないというか、提案をする予定というところが2か所ですね。

## **木下孝行委員**

そもそもこの条例がないのが1か所あるわけやっどが。

## **前田選挙管理委員会事務局長**

そうです、1か所です。

## **木下孝行委員**

その16市は提案してるわけやっどが。それで、そのうちの12だったか、13が施行日まで決まって、可決して、施行日まで決まってるわけやっどが。残りが、施行日は決まってないということやったろ。

## **前田選挙管理委員会事務局長**

すいません、私の説明がちょっと悪かったようでした。

既に改定済みとなっているところがですね、12ですね。これはもう既に改定済みとなっております。

今後、改定をされる予定となっている自治体が2自治体。すいません、改定予定ですね。

[木下孝行委員「その4の自治体はどげんなっと、四つがどつか行つとらお」と呼ぶ]

4の自治体はですね、

[木下孝行委員「16引く12の4がどつか行つとらお」と呼ぶ]

[発言する者あり]

## **川原慎一委員長**

暫時休憩入ります。

(休憩 午後3時57分～午後3時58分)

## **川原慎一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかにございませんか。

## 竹之内和満委員

そもそも、こういうふうにいろんなものが上がったということは、物価高騰でそういうふうに上がるというのは、そういう主な理由なのでしょうか。

## 前田選挙管理委員会事務局長

この国の政令がですね、参議院選のタイミングで3年に1度ほど行われるという形になっているようです。

過去には、国のはうの政令そのものが改定されていなかったという時期もございました。

今回の改定につきましては、今、竹之内委員のおっしゃったとおり、物価高騰、そういった価格の変動ですね、そういったところを受けての改定というふうになっております。

〔竹之内和満委員「了解です」と呼ぶ〕

## 川原慎一委員長

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で所管課への質疑を終わります。

選挙管理委員会事務局は退室してください。

〔選挙管理委員会事務局退室〕

## ◎ 議案第39号 阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 川原慎一委員長

次に、議案第39号を議題とします。

所管する総務課に出席を求め、審査を行います。

総務課は入室してください。

〔総務課入室〕

所管の総務課に出席いただきました。

それでは、改めて本案の説明を求めます。

## 猿楽総務課長

議案第39号について御説明申し上げます。

この条例は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立の推進を図るため、現行の部分休業制度の拡充について、所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、育児のための部分休業制度について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しない形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しない形態を設け、いずれの形態を選択可能とするものであります。

条例議案等参考の4ページを御覧ください。

この条例は、2条に分けて関係条例の改正を行っており、第1条では、阿久根市職員の育児休業等に関する条例について、新たな部分休業制度に関する条例委任事項を定めるなど、条文の整備を行うものであります。

第20条の改正は、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業の承認について、第1号部分休業の承認に係る条文として改めるものであり、5ページになりますが、第20条の2については、法改正により新たに措置された1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の部分休業の承認について、第2号部分休業の承認に係る条文として、第20条の

3から6ページの第20条の5までは、法改正に伴う条例委任事項について新たに規定するものであります。

その他、法改正に伴う条ずれにより引用条項を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、第2条では、阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、先ほど御説明いたしました部分休業制度の拡充に伴い、条文の整備を行うものであります。

最後に、議案書の10ページになりますが、附則では、条例の施行期日を令和7年10月1日からとしており、経過措置として、令和7年度における第2号部分休業の請求可能期間が、平年の半分の6月となることから、今年度における第2号部分休業が請求可能な時期について、平年の半分の時間とするように規定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

**川原慎一委員長**

所管の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、以上で議案第39号について所管課への質疑を終わります。

◎ **議案第40号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**川原慎一委員長**

次に、議案第40号を議題とします。

それでは、改めて本案の説明を求めます。

**猿楽総務課長**

それでは、議案第40号について御説明申し上げます。

この条例は、国家公務員において子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じることについて、本年10月1日から義務づけられることから、国家公務員に準じ、必要な措置を講じるため、所要の改正をしようとするものであります。

条例議案参考の8ページを御覧ください。

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置として、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等として、第15条の3に新たに規定するものであります。

その他、条文の追加に伴う条の繰下げ、引用条項を改めるなど所要の改正を行うものであります。が、総務省から示された条例改正例に準じ、条文を改めようとするものであります。

最後に、議案書の13ページになりますが、附則では条例の施行期日を令和7年10月1日からとしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

**川原慎一委員長**

所管の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、以上で議案第40号について所管課への質疑を終わります。

所管課は退室してください。

[総務課退室]

それでは、各議案の採決に進みます。

◎ **議案第38号 阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用的公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

川原慎一委員長

議案第38号を議題とします。

討議を行います。

討議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討議を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第38号、阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用的公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案を可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎ **議案第39号 阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

川原慎一委員長

議案第39号を議題とします。

討議を行います。

討議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討議を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第39号、阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

## ◎ 議案第40号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 川原慎一委員長

議案第40号を議題とします。

討議を行います。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第40号、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

## ◎ 所管事務調査について

### 川原慎一委員長

次に、所管事務調査を議題とします。

調査事項としている2件について、長崎県西海市及び同県東彼杵町へ行政視察を行うことを議長から委員派遣の承認を得ました。

委員派遣の通知は、8月27日にロゴチャットでお知らせしたとおりです。

さらに、質問事項についても、そのロゴチャットでお知らせしていますので御確認いただいたことと思います。

各委員におかれましては、当日までに、視察先の情報収集を行っていただき、限られた視察時間を有効に活用できるように準備をお願いします。

また、視察の予定のとおり、事務局に移動手段や宿泊の手配をしていただきます。既に、宿泊とレンタカーは予約しております。近日中に列車の切符の手配も行いますので、御承知おきください。

やむを得ない事情により欠席せざるを得ない状況となったときは、至急、委員長及び事務局に御連絡くださるようお願いします。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後4時11分～午後4時17分)

**川原慎一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

所管事務調査の視察に関しては以上です。

〔大田基次委員「何日なんですか」と呼ぶ〕

10月9日、10日です。

〔発言する者あり〕

委員会中です。

〔発言する者あり〕

以上で、本委員会に付託され、会期内に審議すべき案件は全て終了しました。

したがいまして、16日の本委員会は開催いたしません。

本日議了しました案件についての委員会審査報告書の作成及び委員長報告並びに議会だよりに関することにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務文教委員会を散会します

(散会 午後4時18分)

総務文教委員会委員長 川原慎一